

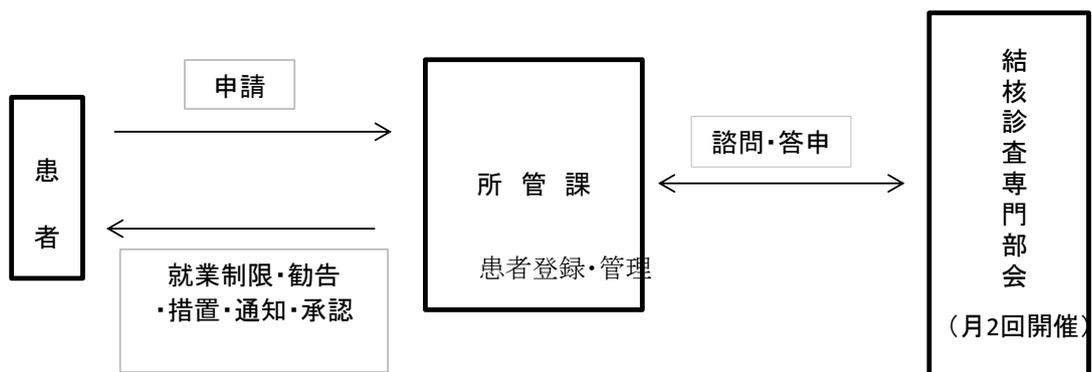
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 147

処 分 名	結核患者の医療費の支給	
処 分 の 概 要	申請のあった結核患者に対し、医療費を支給する。	
根 拠 法 令 名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	
条 項	第37条の2第1項	
所 管 課	保健予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標 準 処 理 期 間	計	30日
判 断 基 準	<p>感染症法第12条第1項の規定による届出を基準とし、第37条の2に基づき審査する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>第37条の2 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の100分の95に相当する額を負担することができる。</p> <p>第12条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第1号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第2号に掲げる者については7日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>1 1類感染症の患者、2類感染症、3類感染症、4類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者</p> <p>2 厚生労働省令で定める5類感染症の患者(厚生労働省令で定める5類感染症の無症状病原体保有者を含む。)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



* 申請時期・部会開催日・決定処理により最大30日

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。